

第3次安平町男女共同参画基本計画（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）について

男女共同参画社会の形成にむけ、第3次安平町男女共同参画基本計画の策定を進めています。つきましては、本計画（案）に対するパブリック・コメントを実施しますので、お気付きの点やご意見をお寄せください。

意見募集の対象、公表する資料

第3次安平町男女共同参画基本計画（案）

資料の閲覧方法等

- ①町ホームページに掲載しています。
- ②政策推進課政策推進グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）で閲覧できます。
※町ホームページをご覧になれない方は、郵送も可能ですのでお問い合わせください。

意見の提出方法および場所

以下①～④のいずれかの方法により提出してください。

- ①持参の場合 下記へ提出願います。
 - ・政策推進課政策推進グループ（総合庁舎）
 - ・住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）
- ②郵送の場合 政策推進課政策推進グループへ郵送ください。
〒059-1595 安平町早来大町95番地
安平町役場 政策推進課政策推進グループ
- ③FAXの場合 政策推進課政策推進グループへ送信してください。 FAX 2026
- ④メールの場合 添付もしくはメール本文などにより政策推進課政策推進グループへ送信してください。 メールアドレス kikaku@town.abira.lg.jp

意見募集期間

6月11日(火)から7月11日(木) 17時15分まで

- ①持参の場合 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
- ②郵送の場合 7月11日(木)の消印まで有効
- ③FAX、メールの場合 24時間受け付け（土日含む。ただし募集の締切日は17時15分まで）

意見対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住または通勤、通学している方
- ②町内において事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体

意見集約による公表および応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方などについては、町ホームページおよび政策推進課政策推進グループにおいて公表します（広報紙での公表は、紙面の都合上、要約などにより掲載となる場合があります）。

その他

- ①意見記入票については、詳しく内容をお聞きする場合や町で協議した結果等をお知らせするときのため、住所、お名前、ご連絡先を必ず記載してください。
- ②募集対象案件と直接関係のないご意見などについては、取り扱わない場合があります。

問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ 2751